

序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの目的と役割

(1) 目的

十和田市は、平成 17 年 1 月 1 日に、旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市が誕生しました。

今後、進展する人口減少や少子高齢化社会、近年の地球環境への意識の高まりをはじめ、中心市街地活性化のためのまちづくり三法改正による新たな取り組みなど社会情勢は大きく変化しています。また、本市においては、合併後の新市として一体的な都市としてのまちづくりが求められています。

このような背景や課題を的確にとらえ、新市が、魅力ある住みやすいまちとして持続的に発展できるよう、都市計画分野においてまちづくりを進めていく指針として、「十和田市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

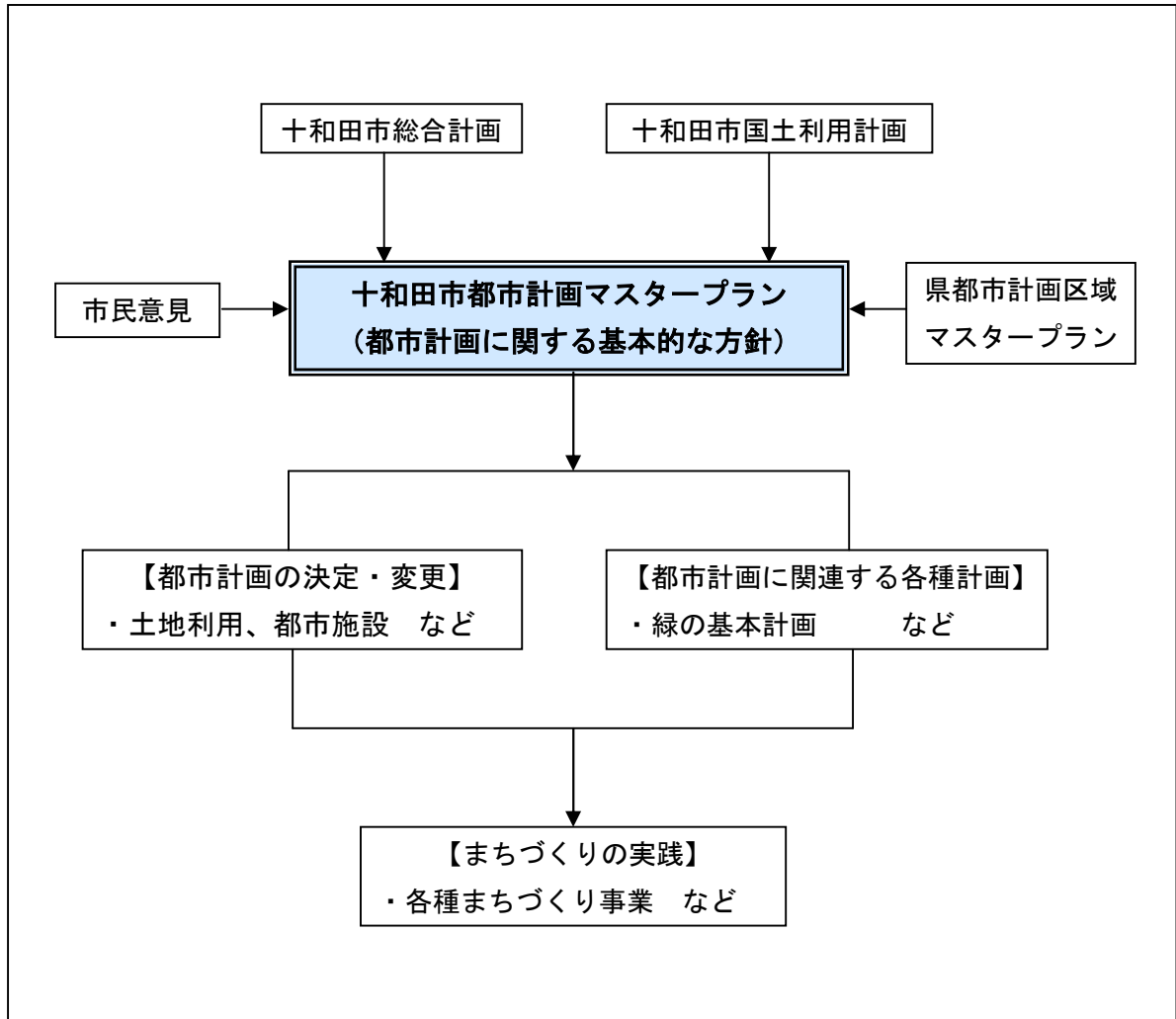
(2) 位置付けと役割

市町村都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法改正において、都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられ、市町村の「総合計画」、「国土利用計画」及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に即して定められます。

十和田市都市計画マスタープランは、十和田市総合計画で定めた、めざすべきまちづくりについて、都市空間を具体化していく手段として、概ね 20 年後の長期的な都市計画の基本的な方針を示すものです。

今後、土地利用や都市計画道路、都市公園、下水道などの都市施設は、この十和田市都市計画マスタープランに基づき計画及び整備されます。

十和田市都市計画マスタープランの位置付け



(3) 対象区域と目標年次

① 対象区域

対象区域は、都市計画区域を主体とするものですが、都市は農村なども含めて一体的に捉える必要があることから、十和田市全域を対象とします。

② 目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後の平成 42 年とします。

2. 都市計画マスタープランの構成

十和田市都市計画マスタープランは、都市の将来像を示した「全体構想」、及び地域の整備方針を示した「地域別構想」、並びに構想実現のための考え方を示した「実現化方策」で構成されています。

十和田市都市計画マスタープランの構成

